

日 薬 業 発 第 166 号
令 和 元 年 8 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌 平

令和元年度介護報酬改定に係る関連通知等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年度介護報酬改定については、平成 31 年 2 月 14 日付け日薬発第 291 号にてお知らせしたところですが、告示が公布され、関係通知が発出されております（別添）。

薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費については、令和元年 10 月 1 日より「単一建物居住者 1 人に対して行う場合 509 単位」、「単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 377 単位」、「それ以外の場合 345 単位」とされております。

また、関係通知では居宅療養管理指導に係る大きな変更はありませんが、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について、居宅療養管理指導に係る準用項目の修正が図られているほか、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について、届出様式の修正（元号修正等）がされています。

これら通知等につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載されているほか、独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAM NET）にも掲載されています。

つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

別添 1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 31 年 3 月 28 日付け厚生労働省告示 101 号）

別添 2：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和元年 8 月 13 日付け老推発 0813 第 1 号／老高発 0813 第 1 号／老援発 0813 第 1 号／老老発第 0813 第 1 号）

○厚生労働省ホームページ

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護報酬＞令和元年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei31_00005.html

○独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAM NET）

トップ＞行政情報＞介護保険＞「介護保険最新情報」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を次の表のように改正し、平成三十一年十月一日から適用する。

平成三十一年三月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改訂部分)

改 訂 後	改 訂 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>395単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>577単位</u> に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u> ハ～ヘ (略) ト <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u> <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</u> 2 訪問入浴介護費	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u> に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u> ハ～ヘ (略) (新設) 2 訪問入浴介護費

ニ 初回加算 200単位 注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が<u>初回</u>の指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ホ～チ (略) 4 訪問リハビリテーション費 イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) <u>292単位</u> 注1～10 (略) ロ・ハ (略) 5 居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 居宅療養管理指導費(I) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>444単位</u> (2) 居宅療養管理指導費(II) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>295単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>285単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>261単位</u> 注1～5 (略) ロ 歯科医師が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>444単位</u>	ニ 初回加算 200単位 注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が<u>初回若しくは初回の指定訪問介護</u>を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ホ～チ (略) 4 訪問リハビリテーション費 イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) <u>290単位</u> 注1～10 (略) ロ・ハ (略) 5 居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 居宅療養管理指導費(I) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>442単位</u> (2) 居宅療養管理指導費(II) (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>294単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>284単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>260単位</u> 注1～5 (略) ロ 歯科医師が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>442単位</u>
--	---

注 1 ～ 4 (略)	注 1 ～ 4 (略)
ハ 薬剤師が行う場合	ハ 薬剤師が行う場合
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>560単位</u>	(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>415単位</u>	(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>414単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>379単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>378単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	(2) 薬局の薬剤師が行う場合
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>509単位</u>	(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>377単位</u>	(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>376単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>345単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>344単位</u>
注 1 ～ 5 (略)	注 1 ～ 5 (略)
ニ 管理栄養士が行う場合	ニ 管理栄養士が行う場合
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>539単位</u>	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>537単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>485単位</u>	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>444単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>442単位</u>
注 1 ～ 4 (略)	注 1 ～ 4 (略)
ホ 歯科衛生士等が行う場合	ホ 歯科衛生士等が行う場合
(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>356単位</u>	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 <u>355単位</u>
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>324単位</u>	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 <u>323単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>296単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>295単位</u>
注 1 ～ 4 (略)	注 1 ～ 4 (略)
ヘ (略)	ヘ (略)
6 通所介護費	6 通所介護費
イ 通常規模型通所介護費	イ 通常規模型通所介護費
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
(一) 要介護 1 <u>364単位</u>	(一) 要介護 1 <u>362単位</u>
(二) 要介護 2 <u>417単位</u>	(二) 要介護 2 <u>415単位</u>

（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十一条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示
第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注1～8 (略) ロ・ハ (略) ニ <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 注 <u>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> <u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u> <u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u> 2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>301単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>449単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>790単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,084単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき) <u>287単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>254単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>380単位</u>	1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u> 注1～8 (略) ロ・ハ (略) (新設) 2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>300単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>448単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>787単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,080単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき) <u>286単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>253単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>379単位</u>

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>550単位</u>	(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>548単位</u>
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>810単位</u>	(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>807単位</u>
注1～12 (略)		注1～12 (略)	
ハ～ヘ (略)		ハ～ヘ (略)	
3 介護予防訪問リハビリテーション費		3 介護予防訪問リハビリテーション費	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>292単位</u>	イ 介護予防訪問リハビリテーション費(1回につき)	<u>290単位</u>
注1～10 (略)		注1～10 (略)	
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)	
4 介護予防居宅療養管理指導費		4 介護予防居宅療養管理指導費	
イ 医師が行う場合		イ 医師が行う場合	
(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)		(1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>444単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>442単位</u>
(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)		(2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>295単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>294単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>285単位</u>	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>284単位</u>
(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>261単位</u>	(三) (一)及び(二)以外の場合	<u>260単位</u>
注1～5 (略)		注1～5 (略)	
ロ 歯科医師が行う場合		ロ 歯科医師が行う場合	
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>509単位</u>	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>507単位</u>
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>485単位</u>	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	<u>483単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>444単位</u>	(3) (1)及び(2)以外の場合	<u>442単位</u>
注1～4 (略)		注1～4 (略)	
ハ 薬剤師が行う場合		ハ 薬剤師が行う場合	
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合		(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>560単位</u>	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合	<u>558単位</u>
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	

(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>415単位</u> 379単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>377単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>345単位</u> 注1～5 (略)	(三) (一)及び(二)以外の場合 <u>414単位</u> 378単位 (2) 薬局の薬剤師が行う場合 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>376単位</u> (三) (一)及び(二)以外の場合 <u>344単位</u> 注1～5 (略)
ニ 管理栄養士が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>539単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>444単位</u> 注1～4 (略) ホ 歯科衛生士等が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>356単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>324単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>296単位</u> 注1～4 (略) ヘ (略)	ニ 管理栄養士が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>537単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>442単位</u> 注1～4 (略) ホ 歯科衛生士等が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>355単位</u> (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>323単位</u> (3) (1)及び(2)以外の場合 <u>295単位</u> 注1～4 (略) ヘ (略)
5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1) 要支援1 <u>1,721単位</u> (2) 要支援2 <u>3,634単位</u> 注1～9 (略) ロ～リ (略) ヌ 介護職員等特定処遇改善加算 <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用</u>	5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき） イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1) 要支援1 <u>1,712単位</u> (2) 要支援2 <u>3,615単位</u> 注1～9 (略) ロ～リ (略) (新設)

老推発 0813 第 1 号
老高発 0813 第 1 号
老振発 0813 第 1 号
老老発 0813 第 1 号
令和元年 8 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

（ 公 印 省 略 ）
高 齢 者 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）
振 興 課 長
（ 公 印 省 略 ）
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成 31 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 101 号）が公布され、平成 31 年 10 月 1 日から施行されるとともに、「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 1 号）及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」（令和元年厚生労働省告示第 2 号）が公布・施行された。また、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 31 年 4 月 12 日老発 0412 第 8 号）及び「改元の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」及び「元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示」の公布について」（令和元年 5 月 7 日老発 0507 第 1 号）を発出したところである。

この改正等に伴う関係通知の改正の内容については、下記のとおりであるの

で、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）の一部改正
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）の一部改正
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）の一部改正
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）の一部改正
別紙 6 のとおり改正する。

- 7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の一部改正

別紙 7 のとおり改正する。

- 8 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 1 号）の一部改正

別紙 8 のとおり改正する。

- 9 リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について（平成 30 年 3 月 22 日老老発第 2 号）の一部改正

別紙 9 のとおり改正する。

- 10 ADL 維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 30 年 4 月 6 日老振発第 1 号・老老発第 3 号）の一部改正

別紙 10 のとおり改正する。

- 11 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）の一部改正

別紙 11 のとおり改正する。

- 12 介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）の一部改正

別紙 12 のとおり改正する。

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、(11)、(14)、(20) から(22) まで及び(24) から(28) まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①・② （略）	条及び第 65 条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(9)まで、(11)、(14)、(20)から (22)まで及び (24)から (28)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①・② （略）
五 居宅療養管理指導 1・2 （略） 3 運営に関する基準 (1)～(4) （略） (5) 準用 居宅基準第 91 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、(8)、(9)、(11)、(14) 、(20)から(22)まで及び(24)から(28)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①・② （略）	五 居宅療養管理指導 1・2 （略） 3 運営に関する基準 (1)～(4) （略） (5) 準用 居宅基準第 91 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条から第 38 条まで、第 52 条、第 64 条及び第 65 条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の(1)から(5)まで、(8)、(9)、(11)、(14)及び(19)から(26)まで、第 3 の二の 3 の(4)並びに第 3 の三の 3 の(2)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。 ①・② （略）
六 （略） 七 通所リハビリテーション 1・2 （略） 3 運営に関する基準 (1)～(5) （略） (6) 準用 居宅基準第 119 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 64 条、第 65 条、第 96 条及び第 101 条から第 103 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第 3 の一の 3 の(1)から(7)まで((1)の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、(9)、(11)、(14)、(15)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の三の 3 の(2)並びに第 3 の六の 3 の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。 ①・② （略） 八～十の二 （略） 十一 福祉用具貸与 1・2 （略） 3 運営に関する基準	六 （略） 七 通所リハビリテーション 1・2 （略） 3 運営に関する基準 (1)～(5) （略） (6) 準用 居宅基準第 119 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで、第 64 条、第 65 条、第 96 条及び第 101 条から第 103 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第 3 の一の 3 の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)、(22)及び(24)から(28)まで、第 3 の三の 3 の(2)並びに第 3 の六の 3 の(1)、(5)及び(6)を参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。 ①・② （略） 八～十の二 （略） 十一 福祉用具貸与 1・2 （略） 3 運営に関する基準

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 (1)～(3) (略) 1 (略) 2 訪問型サービス (みなし) ①～③ (略) ④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添 1 の 1 のル (1) に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ル (2) に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。 3 訪問型サービス (独自) ①～③ (略) ④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問型サービス (みなし) と同様であるので、2 ④を準用されたい。 4 通所型サービス (みなし) ① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 の注 2 に関する欠員該当職種を記載させること。 ②～⑪ (略) ⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のヲ (1) に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ヲ (2) に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。 5 通所型サービス (独自) ①～⑪ (略) ⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については通所型サービス (みなし) と同様であるので、4 ⑫を準用されたい。	介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。 (1)～(3) (略) 1 (略) 2 訪問型サービス (みなし) ①～③ (略) (新設) 3 訪問型サービス (独自) ①～③ (略) (新設) 4 通所型サービス (みなし) ① 「職員の欠員による減算の状況」については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添 1 の 2 の注 2 に関する欠員該当職種を記載させること。 ②～⑪ (略) (新設) 5 通所型サービス (独自) ①～⑪ (略) (新設)
(様式) 別紙 1～別紙 1－4 (内容変更有) 別紙 2 (内容変更有) 別紙 3～3－2 (内容変更有) 別紙 4 (内容変更有) 別紙 5～別紙 5－2 (内容変更有) 別紙 1 0～別紙 1 0－2 (内容変更有) 別紙 1 2～別紙 1 2－1 4 (内容変更有) 別紙 1 3～別紙 1 3－6 (内容変更有) 別紙 1 4 (内容変更有) 別紙 1 5 (内容変更有) 別紙 1 6 (削除) 別紙 1 7 (内容変更有) 別紙 1 8 (内容変更有) 別紙 1 9 (内容変更有) 別紙 2 0 (内容変更有) 別紙 2 4 (内容変更有) 別紙 2 5 (削除) 別紙 2 6 (内容変更有) 別紙 2 7 (内容変更有)	

<抄>

(別紙1)

別添11別表

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号															
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										割引			
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2 4	4級地	3 5	5級地			
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 2 3	定期巡回の指定を受けていない 定期巡回の指定を受けている 定期巡回の整備計画がある										1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ	5	加算Ⅳ			
				共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1	なし	2	あり									
				共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1	なし	2	あり									
				特別地域加算	1	なし	2	あり									
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当									
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当									
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし	6 加算Ⅴ	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ			
				介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ							
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1	なし	2	あり								1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当									
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当									
				サービス提供体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ							
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし	6 加算Ⅴ	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ			
				介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ							
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携		特別地域加算	1	なし	2	あり									
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当									
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当									
				緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり									
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可									
				ターミナルケア体制	1	なし	2	あり									
				看護体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ							
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	イ及びロの場合	3	ハの場合							

14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	
				社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
31	居宅療養管理指導			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
				共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1 なし 2 あり	
				共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1 なし 2 あり	
				共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり	
				共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり	
				生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
				入浴介助体制	1 なし 2 あり	
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり	
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				ADL維持等加算	1 なし 2 あり	
				認知症加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	

備考 （別紙１）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」（別紙13）又は「介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出」（別紙13-２）を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-３）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-4）を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-５）又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-６）を添付してください。
- 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」（別紙14）を添付してください。
- 7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）」・（別紙15）を添付して下さい。
- 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
- 10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- 11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。
- 12 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 14 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- 15 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
- 18 「看護体制加算（短期入所生活介護事業所）」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－２）を添付してください。
- 19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。
- 20 訪問介護における「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（別紙10）を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－11）までのいずれかを添付してください。
- 22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

- （１）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（１）が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

24 居宅介護支援における「特定事業所加算」「特定事業所加算（Ⅳ）」「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書」（別紙10－2）を添付してください。

25 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

26 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

27 「介護ロボットの導入」については、「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22）を添付してください。

28 「重度認知症患者療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症患者療養体制加算に係る届出」（別紙24）を添付してください。

29 「リハビリテーションマネジメント加算」における「加算Ⅳ」を届け出る場合には、別に周知する方法で、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業への参加登録を併せて行ってください。

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 （別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

<抄>

(別紙１－２)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

事業所番号													
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等										割引	
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2 4級地	3 5級地			
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1	なし	2	あり						1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当							
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当							
				サービス提供体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ					
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅵ	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3		加算Ⅳ
				介護職員等特定処遇改善加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ					
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり							
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当							
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当							
				緊急時介護予防訪問看護加算	1	なし	2	あり							
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可							
				看護体制強化加算	1	なし	2	あり							
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり							
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1	なし	2	あり							
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当							
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当							
				リハビリテーションマネジメント加算	1	なし	2	あり							
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり							
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり							

34	介護予防居宅療養管理指導			特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 あり	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	
				栄養改善体制	1 なし 2 あり	
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
				選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				共生型サービスの提供（短期入所事業所）	1 なし 2 あり	
				生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	

備考 （別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援

- 備考 １ 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- ２ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- ３ 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設の施設種別に係る届出」（別紙13）又は（別紙13-２）を添付してください。
- ４ 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設の施設種別に係る届出」（別紙13-３）又は「介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-４）を添付してください。
- ５ 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-５）又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-６）を添付してください。
- ６ 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- ７ 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
- ８ 「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- ９ 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。
- 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 11 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 12 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－11）までのいずれかを添付してください。
- 13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- （１） 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
（人員配置区分欄の変更は行わない。）
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- １ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ２ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- ３ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- ４ 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（１）が優先する。）

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 介護予防短期入所療養介護にあつては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
- 6 一体体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 (別紙 1－2) 介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙2)

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

令和

年

月

日

知事 殿

所在地
名 称

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名 称											
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 県 都市										
	連絡先	電話番号					FAX番号					
	法人の種別					法人所轄庁						
	代表者の職・氏名	職名					氏名					
	代表者の住所	(郵便番号 —) 県 都市										
	事業所・施設 の状況	フリガナ 事業所・施設の名称										
主たる事業所・施設の所在地		(郵便番号 —) 県 都市										
連絡先		電話番号					FAX番号					
主たる事業所の所在地以外の場所で 一部実施する場合の出張所等の所在地		(郵便番号 —) 県 都市										
連絡先		電話番号					FAX番号					
管理者の氏名												
管理者の住所		(郵便番号 —) 県 都市										
届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日		異動項目 (※変更の場合)			
		訪問介護			1新規	2変更	3終了					
		訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了					
		訪問看護			1新規	2変更	3終了					
		訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了					
		居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了					
		通所介護			1新規	2変更	3終了					
		通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了					
		短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了					
		短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了					
		特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了					
		福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了					
		介護予防訪問入浴介護			1新規	2変更	3終了					
		介護予防訪問看護			1新規	2変更	3終了					
		介護予防訪問リハビリテーション			1新規	2変更	3終了					
		介護予防居宅療養管理指導			1新規	2変更	3終了					
		介護予防通所リハビリテーション			1新規	2変更	3終了					
		介護予防短期入所生活介護			1新規	2変更	3終了					
		介護予防短期入所療養介護			1新規	2変更	3終了					
	介護予防特定施設入居者生活介護			1新規	2変更	3終了						
介護予防福祉用具貸与			1新規	2変更	3終了							
施設	介護老人福祉施設			1新規	2変更	3終了						
	介護老人保健施設			1新規	2変更	3終了						
	介護療養型医療施設			1新規	2変更	3終了						
	介護医療院			1新規	2変更	3終了						
介護保険事業所番号												
医療機関コード等												
特記事項	変 更 前						変 更 後					
関係書類		別添のとおり										

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。